

# 家族の利益を保護する緊急措置

(フランス民法二二〇―一条〜二二〇―三条)(中)

――フランス民法における夫婦間財産の取扱い(四)――

竹 中 智 香

## 【目次】

第一章 はじめに

第二章 家族の利益を保護する緊急措置

第三章 フランス民法二二〇―一条の範囲

第四章 フランス民法二二〇―一条の三つの要件(以上、駒澤法学六卷三号)

第五章 家事事件裁判官によって命じられ得る措置

一 措置の性質 ― 一時性と暫定性 ―

(二) 一時性

家族の利益を保護する緊急措置(フランス民法二二〇―一条〜二二〇―三条)(中)(竹中)

家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二〇一一条～二〇一三条（中）（竹中）

三〇

(二) 暫定性

二 裁判上認められた措置

(二) 裁判上認められた措置

(二) 処分禁止命令が出された場合の公示・送達

第六章 制裁

一 制裁の性質

二 訴えの期限

三 第三者の保護

第七章 二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇一七六九号による改正

一 社会的背景および改正の変遷

二 二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇一七六九号の改正経緯（以上、本稿）

三 フランス民法五一五―九五―五―一―三―条の新設

四 刑法上の制裁の統一

第八章 終わりに

本稿(上)を発表したのは二〇〇七(平成一九)年三月であるが、それからすでに数年が経過している。その間、フランスでは、二〇一〇年七月に、二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇一七六九号(以下、二〇一〇年の法律」とする)が成立したことに伴い、フランス民法二二〇一一条等<sup>①</sup>に関する改正がなされた。すなわち、フランス民法二二〇一一条三項は削除され、フランス民法二二〇一一条四項が改正されたうえで、フランス民法五一五一九条と五一五一一三条が新設された。これに併せて、フランス刑法上の制裁も統一された。

また、二〇一四年八月には、二〇一四年八月六日の法律第二〇一四一八七三号<sup>②</sup>(以下、「二〇一四年の法律」とする)によって、男女間の実質的平等の実現が図られた。この二〇一四年の法律は、男女間の実質的平等を実現させる一環として、家庭内暴力から家族をより確実に守るために、フランス民法やその他の法律の条文を改正した。その結果、フランス民法五一五一一一条、フランス民法五一五一二条、五一五一一三条が改正された(二〇一四年の法律三四条)。

本号では、本稿(上)に引き続いて、フランス民法二二〇一一条とフランス民法二二〇一三条によって家事事件裁判官が命じうる措置(第五章)と、その措置に従わなかった場合の制裁(第六章)について精査し、二〇一〇年の法律による二二〇一一条と二二〇一三条の改正と新設されたフランス民法五一五一九条と五一五一一三条について検討したうえで(第七章)、ひとまずの結論を述べることとしたい(第八章<sup>③</sup>)。もっとも、二〇一四年の法律によるフランスの改正に関しては、その目的が男女間の実質的平等を図ることであること等から、本論文が考察の対

象としている夫婦財産制を規制する規定の範疇からいささか外れている。したがって、本稿においては、二〇一四年の法律に関する必要最低限の改正経緯と、二〇一四年の法律によって改正された条文の試訳を挙げるにとどめて、その検討については別稿に譲ることとしたい。

二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇―七六九号による改正については本稿第六章で詳述するが、ここに、改正されたフランス民法二二〇―一条の試訳をあげておく。

#### フランス民法二二〇―一条

一 項 家事事件裁判官は、一方配偶者がその義務を著しく欠き、その結果、家族の利益が危険にさらされる場合には、それらの利益が必要とするあらゆる緊急措置を命じることができる。

二 項 家事事件裁判官は、とくに配偶者に対して、他方配偶者の同意なく、動産であれ不動産であれ、その固有財産または共通財産に関する処分行為をなすことを禁止することができる。家事事件裁判官はまた、動産の移動を禁止することができる。ただし、一方配偶者または他方配偶者にその個人的使用を認める動産を明示することを妨げない。

三 項 （二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇―七六九号により削除）一方配偶者によって行使された暴力が、相手方配偶者、一人または数人の子どもを危うくする場合には、家事事件裁判官は、夫婦が夫婦の住居に居住し続けることを明示して、夫婦の別個の居住について判示することができる。特別な事情がない場合、こ

の住居の用益権は、暴力の引き起こしていない配偶者に付与される。家事事件裁判官は、必要な場合には、親権の行使の条項と婚姻の負担における分担について、判決を下すことができる。採用された措置は、判決の日から四ヶ月が終了したとき、離婚または別居のいかなる申立も提起されなかった場合には、無効となる。

四項（二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇一七六九号により改正）本条の適用によって採用された他の措置

の期間は、裁判官によって決定されるべきであり、場合による延長を含めて、三年を超えることはできない。  
 「傍線部のみ削除」

## 第五章 家事事件裁判官によって命じられ得る措置

### 一 措置の性質——一時性と暫定性——

家事事件裁判官によって命じられ得る措置は、フランス民法二二〇—一条二項の規定に従って、「適切なあらゆる緊急措置」に限られる。フランス民法二二〇—一条二項で列挙された事項は、立法担当者によって、措置を命じる得る例としてあげられたと解されている。<sup>4)</sup>したがって、家事事件裁判官はフランス民法二二〇—一条二項が規定する、夫婦間の固有財産または共通財産に関する財産処分行為を禁止できるとともに、夫婦財産制における夫婦財産の共同管理の範囲を拡大させることも命じることができる。<sup>5)</sup>さらに、動産をはじめとする財産の移動・売買の禁止も命じうる。<sup>6)</sup>家事事件裁判官が命じうる財産上の措置には、夫婦間財産の移動等を伴う積極的な財産上の措置と、

家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二二〇—一条〜二二〇—三条（中）（竹中）

夫婦間財産の現状維持を目的とする消極的な財産上の措置がある。<sup>7)</sup>

積極的な財産上の措置としては、家庭を危機に陥れた配偶者に対して、その者が所有している財産の相手方配偶者への返還を強制できるかが問題となり得るが、判例はこれを認めている。<sup>8)</sup>家事事件裁判官は、ときとして、当事者の主張に反して、「確実性」のある措置を命ずることができると解されており、妻はフランス民法二二〇―一条にもついで、夫が放棄した夫婦の共通財産である営業財産の管理権を取得することができるとされる。<sup>9)</sup>

さらに、消極的な財産上の措置については、例えば、共通財産の供託の延長を求めるような、夫婦間財産の保存を目的とした措置が問題となり得る。<sup>10)</sup>一九六五年七月一三日の法律第六五―五七〇号の下において、ディーニュ大審裁判所は、夫が愛人のために共通財産を浪費している場合には、妻は会社社長として、夫の株について注意を払うことに理由があるとして、共通財産によって株式会社に保持された株の半分について付与されている権利の行使を、一定期間内において、妻に認めた。<sup>11)</sup>

家事事件裁判官によって採用される一時性および暫定性のある措置は、原則として、夫婦財産制が原告にいかなる権限も付与していない財産について、原告がその財産を譲渡する権限を認める可能性を否定しているが、一定の状況においては、別の扱いがなされている。例えば、一方配偶者が他方配偶者に属している商業開発を行う地位にある場合に、家事事件裁判官には商品や設備を売却する権限を有すると解されている。<sup>12)</sup>

こうした措置は、原則として家事事件裁判官によってレフェレとして、あるいは必要な場合には申立てにもとづく命令として下されるが、これらの措置はあくまでも一時的ないし暫定的な措置である。<sup>13)</sup>すなわち、フランス民法二二〇―一条は、家族の重大な紛争に対する単なる弥縫策でしかなく、緊急を要するために命じられた措置は、

夫婦関係の持続的な再修正とはなり得ない。したがって、フランス民法二二〇―一条によって取り得る措置は、一時性と暫定性という性質を持ち合わせると解されている<sup>(15)</sup>。その結果、家事事件裁判官によって命じられた措置は、つねに撤回される得るし、また修正され得る<sup>(16)</sup>。その一方で、これらの措置には、家族への危険の回避に対応した保全性も認められる。また、こうした措置を取った結果として、夫婦間の危機的状況を予防することから、予防性も併せもっているといえる<sup>(17)</sup>。

なお、家事事件裁判官は財産以外の措置、すなわち家庭内暴力等に関する措置をなし得るのかという点が問題となる。条文に従えば、肯定的ないし積極的な解釈が可能であると解し得る<sup>(18)</sup>。しかし、家事事件裁判官が財産以外の措置をなし得るとすれば、夫婦生活を警察の支配下に置くことになるとして、反対の意を唱える学説も見られた<sup>(19)</sup>。この点に関しては、二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇―七六九号によって、家庭内暴力をなす配偶者に対する措置に関する規定（フランス民法五一五―九条以下）が新設され、さらに刑法上の刑罰が統一されることとなった<sup>(20)</sup>。

## (一) 一時性

フランス民法二二〇―一条にもとづいて家事事件裁判官が採った措置は、一時的な措置であることから、家族への危機が去り、措置を維持する理由がなくなった場合には、夫婦双方または一方配偶者の提案によって取り除かれる。すなわち、夫婦が和解することも可能であるし、家庭に危機をもたらした配偶者が改心することもあり得る。その一方で、離婚の訴えが提起されたなど、より強力な措置が採られた場合には、緊急さゆえに採られたこれらの

家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二二〇一条～二二〇三条）（中）（竹中）

三六

措置はその効果を維持することができない。<sup>(21)</sup>

## （二）暫定性

フランス民法二二〇一条にもとづく措置は、暫定的なものである。措置の有効期間が終了した場合や、措置が無用である場合、さらに措置に何らかの有用性がある場合であったとしても、別居あるいは離婚の訴えが提起される可能性があることから、立法担当者は、フランス民法二二〇一条にもとづく措置を暫定的な措置にしたと解される。<sup>(22)</sup> 家事事件裁判官は措置の期間を明示すべきであり、その期間は延長が認められているものの、三年を超えることはできない（フランス民法二二〇一条四項<sup>(23)</sup>）。さらに、こうした措置を命じられた配偶者は、家族を危険に陥れているという状況が消滅したと思う場合には、その措置の停止を請求することができる。<sup>(24)</sup>

〔裁判例<sup>3</sup>〕破毀院一九七二年一月二五日判決（Civ. 1er 25 oct. 1972, Bull.civ. I, n.222.）

離婚訴訟中のK夫妻間において、夫が妻に対して、妻が持ち去った動産を夫婦の住所に返還するよう申立てた。これに対して、パリ控訴院一九七一年六月一四日判決は、フランス民法二二〇一条にもとづいて、妻が持ち去ったいくつかの動産を夫婦の住所へ返還するように命じたが、この措置の期間を定めなかった。妻（上告人）は、フランス民法二二〇一条によって家事事件裁判官は措置の期間を定めるべきであるとして、上告した。

本破毀院判決では、家事事件裁判官はフランス民法二二〇一条によって措置期間を定めるよう義務づけられているが、その措置は暫定的なものであり、いつでも撤回され変更されるものであることから、措置の期間が明示さ



れていないからといって、当該措置が無効なることはないとして、妻の上告を棄却した。

なお、離婚に関する弁論は、フランス民法二四八条によつて、非公開で行われると規定されている。本件訴訟は公開法廷で行われたが、妻は、本件訴訟で争われた措置は離婚に付随する事項であるから、当該措置は無効であるとの上告理由をも提示した。これに対して破毀院は、フランス民法二二〇―一条が規定した措置は婚姻中に命じうるものであり、離婚訴訟とは無関係であり、本件訴訟にはフランス民法二四八条は適用されないとして、この上告理由も退けている。

## 二 裁判上認められた措置

### (一) 裁判上認められた措置

フランス民法二二〇―一条にもとづいて裁判上認められた措置として、(一) 動産の処分および移動を禁止すること<sup>(25)</sup>、(二) 夫婦の共通財産を供託に付すこと<sup>(26)</sup>、(三) 夫婦の共通財産に属する株の半分を妻名義で登記すること<sup>(27)</sup>、(四) 夫婦の共通財産の債権を妻が取立てること<sup>(28)</sup>、(五) 一方配偶者に乗り物の使用を禁止すること<sup>(29)</sup>、(六) 夫婦の共通財産の管理について暫定的な管理者を任命すること<sup>(30)</sup>、(七) 家庭の口座とは別口座の譲渡を禁止すること<sup>(31)</sup>等がある。

一方で、財産上の措置であっても、フランス民法二二〇―一条にもとづいて、認められないとする裁判例も見受けられる。たとえば、事実上の財産分離条項を設けることは認められておらず<sup>(32)</sup>、会社経営の干渉となるような措置を命じること<sup>(33)</sup>も、一方配偶者が夫婦の共通財産を売却することも認められていない<sup>(34)</sup>。

家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二〇一条～二〇三条）（中）（竹中）

フランス民法二〇一条にもとづいて採用される措置は、夫婦間財産の利益に限定されず、夫婦間財産を超えた財産にも及ぶとする判決が一般的である。しかしその一方で、夫婦間財産に限定されるとする判決も見られる<sup>(36)</sup>。また、多くの裁判例では、子に関する措置、子の扶養料に関する措置、夫婦の住居に関する措置を命ずることを否定している<sup>(38)</sup>。しかし、こうした措置を認めない裁判例に対して、反対の立場を主張する学説もある<sup>(39)</sup>。

なお、フランス民法二〇一条は、唯一夫婦間にだけ適用されるという制限されたものであり、すべての男女関係（PACS法によるパートナー間や内縁者間）に適用されるより広範な措置は、二〇一〇年七月九日の法律によって、フランス民法五一五―九条以下で初めて制定された<sup>(40)</sup>。

## （二）処分禁止命令が出された場合の公示・送達

フランス民法二〇一条に関して出されたレフェレ（référé）ないし命令（ordonnance）の効果をさらに強化するために、フランス民法二〇二条は、以下に掲げる二つの方法を用意している<sup>(41)</sup>。

第一に、譲渡する場合に公示が義務づけられている財産について、その処分を禁止する場合には、申立て配偶者によって公示されなければならない（フランス民法二〇二条一項）。こうした公示が必要とされる場合として、抵当権の設定、商業登記簿、申立て配偶者の訴訟などがあげられる<sup>(42)</sup>。

第二に、措置命令が有体動産の処分または移動を禁止している場合には、申立てた配偶者によって相手方配偶者に送達されなければならない（フランス民法二〇二条二項<sup>(43)</sup>）。

## 第六章 制裁

### 一 制裁の性質

家事事件裁判官がレフェレないし命令によって課した権限の制限を遵守することなく、一方配偶者が為したあらゆる行為には、民事上の制裁が課される<sup>(14)</sup>。その結果、こうした行為は、フランス民法二二〇―三一条一項によって無効となる<sup>(15)</sup>。無効の効力は相対的なものであり、レフェレないし命令に反して為された行為の無効を請求できるのは、措置を請求してレフェレないし命令を得た配偶者に限られる<sup>(17)</sup>。また、措置を言渡された配偶者の行為について、措置を請求した配偶者が追認することは可能であり、追認された場合には、無効は取り消される<sup>(18)</sup>。さらに、フランス民法二二〇―三一条一項が、単に「無効となり得る」と規定していることから、レフェレないし命令に反して配偶がなした行為によって、家族の利益を現実侵害していないことが明白な場合には、家事事件裁判官は無効を言渡す義務を負っていないと解されている<sup>(20)</sup>。

なお、レフェレないし命令に反する行為に対しては、民事上の制裁も科される<sup>(19)</sup>。

### 二 制裁を訴えられる期限

フランス民法二二〇―一条にもつづいたレフェレないし命令に反して為された行為が無効であるとの訴えは、保



さらに第二に、レフェレないし命令が有体動産の処分禁止あるいは移動禁止を含んでいる場合、これを第三者に到達すると、第三者は悪意とみなされ（フランス民法二二〇―二条二項）、係争行為は無効となる<sup>56)</sup>。

なお、第三者の保護とはいうものの、あくまでレフェレないし命令によって採られた措置に対する違反の行為が無効が問題になっているだけであり、単なる対抗関係が問題ではないことから、第三者は、自らが交渉した配偶者に対して、いかなる訴えも提起することはできない<sup>57)</sup>。

## 第七章 二〇一〇年七月九日の法律第二二〇―一七六九号による改正

### 一 社会的背景および改正の変遷<sup>58)</sup>

夫婦間の暴力、とくに妻に対する暴力は、近年のヨーロッパ圏、主にEU圏における重要関心事項となっており、早急に有効な手段を採ることが進められていた<sup>59)</sup>。フランスでは、二〇〇四年の法律による離婚法改正に伴ってフランス民法二二〇―一条の改正が行われ、夫婦間で暴力が行われた場合に、財政的な制裁と夫婦の住居を別々とするように命ずることが認められた<sup>60)</sup>。その後、二〇〇六年四月四日の法律第二二〇―六一三九九号（以下、「二〇〇六年の法律」とする）によって、カップル間の暴力に関する改正がなされ、夫婦間暴力の予防・抑圧が図られた。

二〇一〇年の法律は、とくに妻に対してなされた暴力、カップル間（夫婦間に限らず、内縁者間・PACS間）の暴力と、子どもに対するカップル間の暴力の影響を考慮して、フランス民法二二〇―一条の他、フランス民法

二五七条、フランス民法三七三―二二一条、フランス民法三七三―二二六条、フランス民法三七三―二一九条、フランス民法三七三―二二一条、フランス民法三七五―七条、フランス民法三七七条、フランス民法三七八条を改正し、フランス民法五一―九条～五一―一三条を新設した。さらに、暴力をふるう配偶者に関する刑法上の刑罰を統一して条文を改正・新設するとともに、フランス刑事訴訟法の規定も改正・新設された。

二〇一〇年の法律では、とくに妻やカップル間の暴力と、子どもに対する夫婦間の紛争に関して、家事事件裁判官が下した保護命令によって、カップル間における暴力の犠牲者の保護を強化した。さらに、暴力をふるう配偶者を住居から排除し、暴力の再発を回避するための措置を有効にする条文を用意した。すなわち、立法担当者の目的は、女性に対してなされる暴力を抑止することである<sup>(82)</sup>。

## 二二〇一〇年の法律の改正経緯

二〇一〇年の法律が成立するに至った経緯は以下の通りである。二〇〇九年一月二七日、国民議会においてブスケ議員、ゲオフロイ議員とその同僚たちによって、議員提出法案第二二二一号が提出され、特別委員会の名でゲオフロイ議員によって報告がなされた（議員提出立法第二二九三号）。この法案は、二〇一〇年二月二五日に、国民議会で審議・可決され<sup>(83)</sup>、議員提出法案第三四〇号としてセナに送られた。

セナでは、クルトー議員らによって議員提出法案第一一八号が提出された<sup>(84)</sup>。法律委員会においてピロー議員による報告がなされ（第五六四号「二〇〇九年―二〇一〇年」）、ディニ議員が社会問題委員会において意見を述べた後

(第五六二号「二〇〇九年―二〇一〇年」)、ラポルド議員による状況報告が女性の権利委員会においてなされ(第五五三号「二〇〇九年―二〇一〇年」)、委員会法文(第五六五号「二〇〇九年―二〇一〇年」)が提出された<sup>(66)</sup>。そして、二〇一〇年六月二二日―二四日の審議ののち、二〇一〇年六月二四日に法案は可決された<sup>(67)</sup>。

セナで可決された法案は、国民議会に議員提出法案第二六八三号として、特別委員会においてゲオフロイ議員によって報告された。二〇一〇年六月二九日に国民議会において審議・可決され<sup>(68)</sup>、二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇―七六九号として成立した<sup>(69)</sup>。フランス民法二〇一一条の他に、二〇一〇年法律によって改正された条文や新設された条文は、二〇一〇年一月一日より施行されている<sup>(70)</sup>。

## 【註】

- (1) 以下、本稿においては、フランス民法典のことをフランス民法と表記する。なお、本稿における条文の訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典―親族・相続関係―』を参照しつつ、筆者が試訳したものである。
- (2) 二〇一四年八月四日の法律第二〇一四―八七三号は、夫婦間の実質的平等に関する法律である(Loi n. 2014-873 du 4 août 2014 pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes, NOR: FVJX1313602L)。
- (3) フランス民法五一五―一九条、フランス民法五一五―二三条および、フランス刑法上の制裁の統一に関する検討(第七章)と、結論(第八章)については、本稿(下)において触れることとする。
- (4) André COLOMER, *Droit civil, Régimes matrimoniaux*, 12<sup>e</sup> éd. (2004), n.142.
- (5) Remy CABRILLAC, *Droit des régimes matrimoniaux*, 8<sup>e</sup> éd. (2013), n.106.

家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二〇〇一条～二〇三条（中）（竹中）

四四

- (6) COLOMER, *op.cit.*, n.142.; CABRILLAC, *op.cit.*, n.106.; Philippe MALAURIE et Laurent AYNES, *Les régimes matrimoniaux*, 4e éd. (2013), n.112.  
 マローリーとアynes (MALAURIE et AYNES) は、行った措置は決定的な基準ではないとしても、家事事件裁判官は、一方配偶者に積極的な財産的措置や財産外の措置を厳命することができるとする。財産外の措置を命じ得るか否かに関しては、後掲注(19) 参照。
- (7) MALAURIE et AYNES, *op.cit.*, n.112.  
 マローリーとアynesは、動産の移動禁止や供託を、消極的な財産上の措置と捉えている。エプリー・コルベイン大審裁判所一九七四年八月五日判決 (TGI Evry-Corbeil, 5 août 1974, *Gaz. Pal.* 1975, 1, *som.* 104.) は、事実上の別居期間に生活するための方法を持っている夫に対して、離婚請求をしないようにするために、銀行口座の閉鎖や小切手利用の禁止を認めなかった。
- (8) COLOMER, *op.cit.*, n.142.  
 このような判例として、ナンシー控訴院一九六八年二月二二日判決 (Nancy, 12 déc. 1968, D. 1969, 300.) がある。この判決の詳細については、拙稿「家族の利益を保護する緊急措置」(フランス民法二〇〇一条～二〇三条) (上) の「裁判例1」(駒澤法学六巻三号三五頁、二〇〇七年二月) 参照。
- (9) COLOMER, *op.cit.*, n.142.  
 行った判例としては、シャンベリー大審裁判所一九六七年三月一六日判決 (TGI, Chambéry, 16 mars 1967; JCP 1967, 4, 135.; JCP N 1967, 15184.) が報告されている。このような管理者の任命は、暫定的なものと解されつつある (MALAURIE et AYNES, n.112.)。また、ヴェルサイユ控訴院一九九一年一月二九日判決 (Versailles, 29 nov. 1991, D. 1992, IR, 77.) では、共通株式の半分を原告名義に登録することが認められた。
- (10) COLOMER, *op.cit.*, n.142.  
 参照判例として、破毀院一九七〇年一月一八日判決 (Cass. I<sup>re</sup> civ., 18 nov. 1970; CP1971, 2, 16780.)。この判決は



詳細については、拙稿「家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二二〇一条〜二二〇三条）（上）」〔裁判例と〕（駒澤法学十六卷三号三五頁以下、二〇〇七年三月）参照。

(11) TGI Digne, 1er juill. 1972 : D.1973.259.

(12) COLOMER, op.cit., n.142.

ただし、家事事件裁判官は、財産外の措置としては、共通不動産の売却を命じることはできない（MALAURIE et AYNES, n.112.）。

(13) François TERRE et Philippe SIMILER, *Les régimes matrimoniaux*, 11e éd. (2011), n.146.

(14) COLOMER, op.cit., n.142.

したがって、原則として、家事事件裁判官は、措置を申立てた配偶者に対して、夫婦財産制がその配偶者にいかなる権限も付与していない財産について、譲渡権限を付与することはできない。

(15) COLOMER, op.cit., n.143.; CABRILLAC, op.cit., n.107.; TERRE et SIMILER, op.cit., n.145.

(16) COLOMER, op.cit., n.143.; TERRE et SIMILER, op.cit., n.145.

(17) COLOMER, op.cit., n.143.; TERRE et SIMILER, op.cit., n.145.

(18) COLOMER, op.cit., n.142.; MALAURIE et AYNES, op.cit., n.113.

(19) COLOMER, op.cit., n.142.; MALAURIE et AYNES, op.cit., n.113.

ただし、TERRE et SIMILER, op.cit., n.143.によると、夫婦財産外の利益への侵害、すなわち家庭内暴力等に対して、当初の判例は、消極的な傾向にあったと指摘されている。こうした制限的な解釈の根拠として、TERRE et SIMILER は、夫婦財産以外の利益、とくに子どもへの保護において、フランス民法には有効な規定が用意されており（フランス民法旧二二五条三項、フランス民法三七五条等）、さらに当時、一九六五年七月二三日の法律第六五―五七〇号 (Loi n.65-570 pour Réforme des régimes matrimoniaux.) の成立に向けた準備作業に入っていた点を挙げている。しかし、フランス民法に散在する家族の危機的な状況に関する他の諸条文は、緊急性に対応したものであり、予防的・暫定的・保存的な

「家族の利益を保護する緊急措置」(フランス民法二〇一条〜二〇三条(中)(竹中)

四六

措置に過ぎないことから、判例も学説の多数も、家事事件裁判官が夫婦財産以外の事項である家庭内暴力等に関する措置に対して肯定的立場へ推移したと分析する。

(20) 詳細については、本稿第七章参照。

(21) COLOMER, *op.cit.*, n.144.

コロメル (COLOMER) は、措置の一時性を示す例として共通財産制を採用した夫婦間において、ある一定期間夫による動産の処分を禁止した例や、フランス民法一四二六条の要件にもとづいて、夫の権限の中断を命じたうえで、妻に企業を率いるより広範な地位を認めた例を挙げている。

(22) COLOMER, *op.cit.*, n.145 ; CABRILLAC, *op.cit.*, n.107.

立法担当者がこのように考えていた根拠として二〇一〇年七月九日の法律第二〇一〇一七六九号 (Loi n.2010-769 pour Violences faites spécifiques aux femmes; violences au sein des couples et incidences de ces dernières sur les enfants.) によって削除されたフランス民法旧二二〇一条三項があげられる。フランス民法旧二二〇一条三項では、家事事件裁判官によって採用された措置は、判決されてから四ヶ月の期間が終了したか、あるいは離婚または別居のいかなる申立ても提起されなかった場合には無効になるとされていた。

コロメルは、以上の点に加え、措置が有効な期間の満了時において、状況が進展していない場合には、離婚の訴えのようなさらに厳しい措置が不可欠だと、立法担当者は考えていたとする。

(23) COLOMER, *op.cit.*, n.145 ; CABRILLAC, *op.cit.*, n.107.

(24) CABRILLAC, *op.cit.*, n.107.

(25) ナンシー控訴院一九六八年一月二二日判決 (Nancy, 12 déc.1968, D.1969.300.) (前掲注(8) 参照)、『ネヴェール大審裁判所一九七一年七月二三日判決 (TGI Nevers, 13 juillet 1971, D.1971.643.)』。

(26) 破毀院一九七〇年一月一八日判決 (Civ. Ire, 18 nov. 1970, JCP 1971. II. 17680.) (前掲注(10) 参照)。

(27) ディーニュー・レ・バン大審裁判所一九七二年七月一日判決 (ナンソ) (TGI Digne-les-Bains, réf. 1er juillet 1972,

- D.1973.259 ; JCP 1973.2.17443 ; RTD civ.1974.391.)。五〇歳の夫が若い愛人のために自分の固有財産を浪費し、三七〇〇フラン相当のBMW社の自動車をも五〇〇フランで売却したため、妻が夫婦の共通財産である株の半分を妻名義に登記するよう申立てた。本件においては、別居に関する訴えも同時に提起されている。
- (28) ネヴェール大審裁判所一九七三年一月九日判決 (TGI Navers, 9 nov.1973, JCP 1974.4.6420.)。
- (29) サン・ブリュック大審裁判所一九六七年六月一日判決 (ラフェレ) (TGI Saint-Brieuc, réf. 1er juin 1967, Gaz. Pal.1967.2.13.)では、妻の申立てにより、アルコール依存症の夫がオートバイの使用禁止を命じられた。
- (30) 破毀院一九六六年一月五日判決 (Civ.1er, 5 nov.1996, Bull.civ.1.n.374 ; JCP 1997.1.4047 ; Défénis 1997.814 ; RTD. civ. 1997.725.)、オルレアン控訴院一九八七年三月二五日判決 (Orléans, 25 mars 1987, JCP N 1988. 2. 66.)。
- (31) リヨン控訴院二〇〇四年九月二四日判決 (Lyon, 28 sept. 2004, JCP 2005.1.163, n.6.)。本件では、ロットで稼いだ多額の金額が、家庭用の口座とは別の口座に入金されており、この金額の譲渡を禁止する措置命令が採られた。
- (32) サントウ大審裁判所一九六六年六月一〇日判決 (TGI Saintes, 10 juin 1966, D.1967.540.)。この判決の判断にピガニョルは反対しているとのことであるが、筆者はこの文献を参照するに当たってはできなかった。(C.I.-F. PIGANIOL, D.1967. Chron.207.)。
- (33) アヌシー大審裁判所一九六六年五月一三日判決 (TGI Annecy, 13 mai 1966, Gaz. Pal.1966.2.87 ; RTD civ. 1967.379.)、ヴェルサイユ控訴院一九九五年六月二五日判決 (Versailles, 25 juin 1995, JCP 1996.1.3962, n.5.)。
- (34) パリ大審家事事件裁判所一九七六年六月一四日判決 (TGI Paris JAM, 14 juin 1976, JCP 1976.6.6641.)、ヴェルサイユ控訴院一九九一年一月二九日判決 (Versailles, 29 nov. 1991, JCP 1992. 1.3614, n.2 ; RTD civ. 1992.630.)。
- (35) Patinoireというフランス語を、本稿ではとりあえず「夫婦間財産」と訳すことにする。
- (36) 前掲注(25)のナンシー控訴院一九六八年一月二二日判決 (Nancy, 12 dec.1968, D.1969.300.)、サントウ大審裁判所一九九六年一月二二日判決 (TGI Saintes, 21 oct.1969, JCP 1970.4.223.)。
- (37) ポントワーズ大審裁判所一九六六年三月二三日判決 (TGI Pontoise, 23 mars 1966, D.1966.516, RTD civ.1967.137.)。

家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二〇一一条～二〇三条（中）（竹中）

四八

- (38) CABRILLAC, op.cit., n.106.
- (39) Jacques FLOUR & Gérard CHAMPENOIS, *Les régimes matrimoniaux*, 2e éd. (2001), n. 151.  
 後見に服する婚姻に関して、フランス民法は、①配偶者の重大な義務違反、②配偶者による家族の利益の危機、③緊急の場合という三つの要件を課すことによつて、家事事件裁判官による干渉を制限している。しかし、いくつかの裁判例では、家事事件裁判官の恒常的な後見にすべてを任せ、フランス民法二〇一一条を拡大解釈している（MALAURIE et AYNES, op.cit., n.113.)
- (40) CABRILLAC, op.cit., n.106. 二〇一〇年七月九日の法律については、本稿第七章参照。
- (41) CABRILLAC, op.cit., n.106.
- (42) CABRILLAC, op.cit., n.106.
- (43) CABRILLAC, op.cit., n.106.
- (44) TERRE et SIMILER, op.cit., n.147.
- (45) COLOMER, op.cit., n.146.; TERRE et SIMILER, op.cit., n.147.; CABRILLAC, op.cit., n.108.; MALAURIE et AYNES, op.cit., n.117.
- (46) COLOMER, op.cit., n.146.; CABRILLAC, op.cit., n.108.
- (47) COLOMER, op.cit., n.146.
- (48) TERRE et SIMILER, op.cit., n.147.
- (49) COLOMER, op.cit., n.146.
- (50) COLOMER, op.cit., n.146.
- (51) TERRE et SIMILER, op.cit., n.147.

刑法上の制裁として、レフェレないし命令を言渡された配偶者が、相手方配偶者の管理に任された目的物を、レフェレないし命令の言渡し後に破壊したり横領したり、あるいは破壊や横領を企てた場合には、フランス刑法三二四―

条・フランス刑法三一四―一〇条の規定により、背任罪に問われる。なお、二〇一〇年七月九日の法律によって、暴力をふるう配偶者に対する刑罰が統一されたことに関しては、本稿第七章で詳述する。

- (52) COLOMER, *op.cit.*, n.147.
- (53) TERRE et SIMILER, *op.cit.*, n.147.
- (54) COLOMER, *op.cit.*, n.148.
- (55) COLOMER, *op.cit.*, n.148.
- (56) COLOMER, *op.cit.*, n.148.
- (57) COLOMER, *op.cit.*, n.148.; TERRE et SIMILER, *op.cit.*, n.146.; MALAURIE et AYNES, n.117.

なお、カブリラックは、こゝに示した解釈を多数説だとする (CABRILLAC, *op.cit.*, n.108.)

- (58) 二〇一〇年の法律は、議員提出法案によって制定された法律で、政府提出法案によってなされた二〇〇四年五月二六日の法律第二〇〇四―四三九号 (Loi n.2004-439 du 26 mai 2004 pour Divorce) による離婚法改正や、二〇〇六年六月二三日の法律第二〇〇六―七二八号 (Loi n.2006-728 du 23 juin 2006 pour Réforme des successions et des libéralités) による相続法改正のような大改正ではなく、いわば部分的な改正に過ぎない。したがって、二〇一〇年の法律に関する解説・紹介論文はさほど多くはなく、家事事件裁判官や弁護士等の実務家が執筆しているものが目立つ。二〇一〇年の法律による改正に関する解説・紹介論文として、Anne Bourrat GUEGUEN, Vers l'instauration d'un dispositif efficace de lutte contre les violences au sein du couple ? - A propos de la loi du 9 juillet 2010 -, JCP 2010, n. 805.; Eric BAZIN, Les nouveaux pouvoirs du JAF en matière de violences au sein des couples, JCP n.957.; Elodie MULON et Jérôme CASEY, Loi du 9 juillet 2010 et décret du 29 septembre 2010 sur les violences conjugales : aspects de droit civil et de droit pénal, Gaz. Pal. 2010, n.13625, p.3265-3274. 等がある。

ゲゲン (GUEGUEN) はレンヌ第二大学の准教授であり、二〇一〇年の法律に関する解説・紹介論文としては、筆者が入手できた文献のうち唯一研究者が執筆したものである。本稿の以下の記述は、おもにゲゲンの論文を参考にし

「家族の利益を保護する緊急措置」(フランス民法二〇〇一条～二〇三条(中))(竹中) 五〇

ている。

なお、バザン (BAZIN) はオルレアンの家事事件裁判官であり、ムロン (MULON) とカゼイ (CASEY) はともにパリの同じ事務所に所属する弁護士である(カゼイはボルドー第四大学の准教授である)。

- (59) GUEGUEN, *op.cit.*, p.805.
- (60) CABRILLAC, *op.cit.*, n.106.
- (61) なお、二〇〇四年の離婚法改正時のフランス民法二二〇一条改正に関しては、拙稿「家族の利益を保護する緊急措置」(フランス民法二二〇一条～二二〇三条)(上)「フランス民法における夫婦間財産の取扱い」(三)「(駒澤法学第六巻第三号)三七頁以下で検討した。
- (62) GUEGUEN, *op.cit.*, p.805.
- (63) なお、フランス民法五一五一条～五一五三条は、二〇一四年八月六日の法律によって改正され、さらに強化されている。
- (64) Proposition de loi, n.2121 : Rapport de M. Guy Geoffroy, au nom de la commission spéciale, n.2293 ; Discussion et adoption le 25 février 2010 (TA n.428).
- (65) Proposition de loi adoptée par l'Assemblée nationale, n.340, 2009-2010.
- (66) Proposition de loi, n.118 (2009-2010) de M.Roland Courteau et plusieurs de ses collègues.
- (67) Rapport de M.François Pillet, au nom de la commission des lois, n.564 (2009-2010) ; Avis de Mme Muguette Dini, au nom de la commission des affaires sociales, n.562 (2009-2010) ; Rapport d'information de Mme Françoise Laborde, au nom de la

délégation aux droits des femmes n.553 (2009-2010) ; Textes de la commission n.565 (2009-2010).

(67) Discussion les 22,23 et 24 juin 2010 et adoption l' 24 juin 2010 (TQ n.134, 2009-2010) .

(68) Proposition de loi, n.2683 ; Rapport de M. Guy Geoffroy, au nom de la commission spéciale, n.2684 ; Discussion et adoption le 29 juin 2010 (TA n.502).

(69) La loi n.2010-769 du 9 juillet 2010 : JO 10 juillet 2010, p.12762.

【付記】本稿は、筆者の平成二四年度から平成二五年度にわたるフランス在外研究（於 フランス共和国パリ第二大学）の研究成果の一環である。

#### 【訂正】

拙稿「家族の利益を保護する緊急措置（フランス民法二二〇一条〜二二〇三条）（上）——フランス民法における夫婦間財産の取扱い（三）——」（駒澤法学六巻三号二九頁以下、平成一九年三月）において、次の箇所について訂正があります。

（一）三六頁二六行目：「民法二二〇一条のに」↓「民法二二〇一条に」

（二）五一頁・注（14）一〇行目：「みじ」↓「やふじ」

（三）五三頁・注（23）「2202 — 2003」↓「2002 — 2003」

（四）五五頁・注（40）二項：「受権」↓「授権」